

令和4年度

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和4年度住民税均等割非課税世帯や、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

◆給付金の金額

1世帯あたり10万円

◆支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯は下記のいずれかにあてはまる世帯です。

世帯全員の令和4年度
「住民税が非課税」の世帯

※令和3年度中に同給付金を受給している世帯については「対象外」となります。

令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯（家計急変世帯）

上里町から「確認書」が届きます

- 令和4年7月上旬以降に上里町から「確認書」を発送します。
- 「確認書」の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、上里町へ返信してください。
確認書の返送期限は、発送日から3か月までとなります。

【確認事項（一部抜粋）】

- ・記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。
- ・確認書の確認欄（①～③）3か所にチェックをしたか。
- ・記入内容に相違ない事を確認し、氏名、確認日、連絡先を記入したか。

○令和4年6月1日時点で上里町に住民登録がある方が対象となります。

○未申告者を含む世帯等については、確認書に替えて「申請書」を送付します。

申請が必要です

- 「住民税非課税相当（家計急変世帯）」とは、これまで一定の収入があり住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入減少により住民税非課税相当と見なされる世帯です。
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに上里町役場町民福祉課社会福祉係（⑤窓口）に、直接または郵送でご提出ください。

【申請書配布場所】

- ①町民福祉課社会福祉係窓口
- ②上里町社会福祉協議会窓口
- ③上里町役場ホームページからダウンロード

【添付書類】

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少がわかるもの。（給与明細等）

【申請期限】

令和4年11月30日(水)

※詳細については、町ホームページでもご覧いただけます。

◆給付金の振り込み

上記確認書の返送及び申請書の提出の後、内容等の審査をし、給付決定の後に口座への振り込みをします。提出から口座への振り込みまでは3～4週間の期間を要しますのでご了承ください。

問合せ…町民福祉課社会福祉係 【☎35-1224】



◀町HP
住民税非課税世帯等
臨時特別給付金

接種費用無料

接種は強制ではありません

新型コロナウイルスワクチン 4回目接種に関するお知らせ

上里町新型コロナウイルスワクチン接種
相談窓口（上里町保健センター内）
☎ 0120 - 019 - 252（フリーダイヤル）
（午前9時～午後5時・平日のみ）

4回目接種の対象者

新型コロナウイルスワクチン接種を3回目接種から5か月経過した下記の方

- ①60歳以上の方（接種日に満60歳以上の方）
- ②18歳～59歳の方で基礎疾患を有する方や重症化リスクが高いと医師が判断する方

※上記に該当しない方は、4回目の対象外です。

使用ワクチン・接種間隔について

4回目接種に使用されるワクチン

ファイザー社製または武田／モデルナ社製（※）

接種間隔

3回目接種日から5か月経過後から接種可能

※上里町へのファイザー社製ワクチンの分配量が非常に少なくなっております。4回目接種を希望される場合は、ワクチンの種類に関わらず早い日程で接種されることを強くおすすめしています。

接種券発送について

■60歳以上の方

申請は不要です。3回目の接種日に応じて順次発送いたします。ただし、3回目接種後に転入した方は、接種券の発行申請が必要です。転入時に申請書をお渡ししています。

追加接種券の発送スケジュール（60歳以上の方）

3回目の接種日	発送予定日目安
1月29日以前	6月14日(火)発送済み
1月30日～2月15日	6月28日(火)発送済み
2月16日～28日	7月上旬
3月～4月	5か月経過する日の2週間前

■18歳～59歳の方で基礎疾患を有する方や重症化リスクの高い方

申請が必要です。町ホームページのWEBフォーム、電話で申請を受付しています。

発送は7月中旬から、3回目接種日に応じて順次発送いたします。



申込フォーム

新型コロナウイルスワクチン接種は9月末までです

接種が受けられる時期は、令和4年9月30日までの予定です。終了時期が近づくと、受けられる日時や医療機関が少なくなることが想定されます。接種を希望する場合は日程に余裕を持って予約をしてください。

1～3回目の接種も実施中です。まずは相談窓口へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による

令和4年度 介護保険料の減額・免除について

対象となる方

- ①第一号被保険者（65歳以上の方）
- ②新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の2点に該当する第一号被保険者

○事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

○減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得額が400万円以下であること。

なお、上記の制度につきましては申請が必要となります。事前に電話または来庁にてご相談ください。

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係 ☎35-1243